令和4年度まちの駅クロスピアくみやま利活用に向けた 社会実験業務に係る提案書審査委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 まちの駅クロスピアくみやま利活用社会実験業務実施事業者を選定するにあたり、事業者からの提案書を審査するため、まちの駅クロスピアくみやま利活用社会実験業務に係る提案書審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織及び運営)

- 第2条 委員会は、別表に定める委員をもって組織する。
- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、久御山町副町長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、応募者から提出のあった提案書を審査・評価し、審査結果 報告書を作成する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、産業・環境政策課において処理する。

(その他)

- 第5条 委員会の設置期間は、審査結果報告書の作成までとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は令和4年4月15日から施行する。

(別 表)

まちの駅クロスピアくみやま利活用社会実験業務に係る提案書審査委員会 委員名簿

非公表